

学校法人神野学園利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人神野学園（以下「本学園」という。）が、本学園の役員及び職員（以下「役職員」という。）の利益相反を適切に管理し、役職員の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象者の範囲)

第2条 利益相反マネジメントの対象となり得る者は、次に掲げる者とする。

- 一 本学園の役職員
- 二 その他第4条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規則の対象となる事象は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 企業及び団体等（以下「企業等」という。）と産学官連携活動を行う場合で次のいずれかに該当するとき
 - イ 当該企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
 - ロ 当該企業等から一定額以上の物品、サービス等の供与を受け又は購入する場合
 - ハ 当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及び受益権等を取得する場合
- 二 その他、第4条に規定する委員会が対象事象と認めた場合

(委員会の設置)

第4条 利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 利益相反マネジメント委員会は、理事長が必要と認める都度、以下の委員をもって組織する。

- 一 常勤理事のうち1名
- 二 利益相反マネジメントの対象となる役職員が所属する学校の長及び事務局長
- 三 その他理事長が指名する者

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員等の義務)

第6条 委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学校法人神野学園利益相反マネジメントポリシーの改廃に関する事項
- 二 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- 三 利益相反に関して個々のケースが本学園として許容できるかどうかの審議及び必要な勧告等に関する事項
- 四 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- 五 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- 六 その他本学園の利益相反に関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第8条 前条第四号の調査は、次に掲げる方法により実施する。

- 一 利益相反自己申告書の審査
- 二 利益相反マネジメントの対象となる役職員に対するヒヤリング
- 三 その他

(審議、勧告、決定等の手続)

第9条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、役職員の利益相反に関して本学園として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、関係する役職員に対して利益相反に関する勧告等を行う。

3 委員会は、審議の結果及び勧告等の内容について、関係する役職員に速やかに通知する。

4 当該役職員は、委員会の勧告等に不服がある場合、申し出により委員会に再度審議を求めることができる。この場合において、不服の申し出があったときは、委員会は再度審議を行い、理事長が最終決定を行う。

(利益相反自己申告書等の保存)

第10条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(研修の実施)

第11条 委員会は、利益相反マネジメントの対象となり得る者を中心として本学園の役職員に対し、必要に応じて研修会を開催する。

(学外への情報公開)

第12条 委員会は、本学園の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会が許容し得ると判断した行為を行った役職員については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開にあたって、役職員その他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(雑則)

第13条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。